

いじめ防止基本方針 及びいじめ防止等の対策のための組織

1. いじめ防止に向けた基本的な考え方

- ・ いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。
- ・ すべての教職員が「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうる。だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである」という認識に立ち、家庭や地域、教育委員会、関係諸機関と連携し、その未然防止、早期発見および早期対応に努める必要がある。

2. いじめ防止のための具体的な取り組み

(1)未然防止

- ①いじめは相手の人権を侵害し、心を傷つける行為であり、決して許されるものではないということを生徒に理解させ、命の大切さや人権感覚を育む指導を充実させる。
- ②生徒の規範意識を高め、いじめが起きにくい学校風土・学級風土づくりを実施する。
- ③生徒一人一人が活躍できる機会を設定し、自己肯定感や自尊感情を高める指導を行う。
- ④生徒と教職員が信頼関係で結ばれ、悩みや困ったことがあったときに、いつでも相談できる体制を構築する。

【具体的な取組】

- ・いじめ対策委員会の設置 ※メンバーは、次ページを参照
- ・いじめに関する校内研修会の実施
- ・「SOS の出し方に関する教育」の実施
- ・道徳授業での「いじめに関する授業」および道徳授業地区公開講座の実施
- ・セーフティー教室の開催(ネットリテラシーの育成)
- ・縦割り集団活動による心の育成

(2)早期発見

- ①いじめの兆候を見逃さず、生徒の行動を常に見守る姿勢で指導を行う。また、日頃から教職員間で情報の共有を行い、保護者や地域住民、関係諸機関と連携し、情報収集に努める。
- ②教育相談を充実させ、生徒が話しやすい環境を整える。

【具体的な取組】

- ・学校生活についてのアンケートの実施(年 3 回 6 月、11 月、2 月)
- ・三者面談の実施(年 2 回 7 月、12 月)
- ・生活指導連絡会の実施(週 1 回)
- ・スクールカウンセラーによる全員面談(第 1 学年)
- ・担任との短時間二者面談(学年の状況で実施)
- ・昼休みの校内巡回による状況把握
- ・複数の相談窓口の紹介

(3) 早期対応

① いじめの把握

・いじめを把握した場合は、すぐに「いじめ防止対策委員会」を開催し、組織的に対応する。

② 被害生徒への対応

- ・被害生徒を守ることを最優先とし、学校全体で継続的な見守りを行っていく。迅速に事実確認を行い、指導を行う。
- ・可能な限り早く、安心して生活できる環境を取り戻せるように、いじめを受けたことによる心理的ストレスの軽減に努め、スクールカウンセラーを活用し、生徒や保護者の心のケアを行う。

③ 加害生徒への対応

- ・加害生徒の背景を十分に把握した上で、迅速な事実確認および指導を行う。再発を防止するために、学校全体で継続的な見守りを行う。

④ 保護者・地域との連携

- ・事実確認および指導について、関係する保護者に情報提供し、解決に向けて取り組む。被害生徒の保護者には、進捗状況を報告する。
- ・PTAを中心に大人全体で見守っていくように協力を要請する。

⑤ 関係諸機関との連携

- ・いじめの事実や調査結果およびその対応、進捗状況については、教育委員会に報告する。状況に応じて、警察をはじめ、関係諸機関と連携して対応する。

⑥ 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した場合は、ただちに教育委員会に報告し、関係諸機関と連携しながら解決に向けて対応する。
- ・事実確認と教育委員会への報告
- ・被害生徒への見守りと居場所の確保
- ・スクールカウンセラーによる心のケア
- ・加害生徒および保護者への対応
- ・関係諸機関(児童相談所、子ども家庭支援センター、医療機関、警察等)との連携

3. いじめ防止のための組織「いじめ防止対策委員会」

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下に示す「いじめ防止対策委員会」を設置し、この委員会を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。学校いじめ防止基本方針に基づく取組、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係生徒への事実確認、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。

【構成メンバー】

管理職、分掌主任、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

校長(委員長)	齊木	第3学年主任	前田
副校長	大居	第2学年主任	荻野
生活指導主任	山口	第1学年主任	大橋
教務主任	土居	5組主任	松井
進路指導主任	清水	養護教諭	栗原
特別支援コーディネーター	栗原	スクールカウンセラー	水嶋